

総務委員会資料

令和3年第3回定例会提出予定議案の説明

議案第117号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

令和3年8月31日
総務企画局

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年10月15日条例第67号 (略)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び第19条第11号の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>○川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年10月15日条例第67号 (略)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び第19条第10号の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第4条 法第19条第11号の規定に基づき特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関（法令等の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が、同表の第3欄に掲げる機関（法令等の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下同じ。）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 前条第4項の規定は、前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合について準用する。</p>	<p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第4条 法第19条第10号の規定に基づき特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関（法令等の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が、同表の第3欄に掲げる機関（法令等の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下同じ。）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 前条第4項の規定は、前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合について準用する。</p>

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
執行機関	事務	執行機関	事務
1～4（略）		1～4（略）	
5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、 被保護者健康管理支援事業の実施 、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの